

地域誘導型展覧会「(仮称) アートレジオン・コレクション」実施業務委託仕様書

1. 業務名

地域誘導型展覧会「アートレジオン・コレクション」実施業務委託

2. 目的

本市では、人口減少と少子高齢化が進む周辺地域へアーティストを呼び込み、アートイベントや制作活動等を通して文化・芸術の振興を図るとともに、地域住民との交流を促進することで地域の活性化を図る「アートレジオン推進事業」を進めている。

その取組の一環として、佐賀関・野津原・大南の3地域の魅力をアート作品を通じて多くの市民に伝える「地域誘導型展覧会(仮称)アートレジオン・コレクション」を開催し、地域へ直接赴いてもらうための契機創出につなげ、地域の活性化を図る。

3. 開催概要 ※入場無料

日時：令和5年9月11日(月)～24日(日)

※設営・撤収含む。

場所：アートプラザ アートホール(大分市荷揚町)

概要：佐賀関・野津原・大南の3地域の魅力を伝えるアート展覧会及びトークショーやワークショップ等イベントの開催。

4. 委託期間

契約締結日から令和5年11月30日(木)まで

5. 委託する業務内容

- ①アーティストの選定、展示作品等の調整業務を行うこと。
- ②本事業趣旨を踏まえ、十分な集客が期待できる内容や会場レイアウト、イベント等について企画すること。
- ③会期中の運営・管理・進行・会場整理をスムーズに行うこと。
- ④イベントの記録(写真等)を行うこと
- ⑤業務終了後、速やかに開催状況が確認できる写真データを含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。
- ⑥会場使用申請は市が行うものとし、使用料は発生しない。

(1) アーティストの選定・展示作品等調整業務

ア. 本市を拠点に活動する、またはゆかりのあるアーティストを6人以上選出すること。

また、旧野津原中部小学校アトリエ、旧大志生木小学校アトリエ利用アーティストが

ら各1名以上選出することを条件とする。

イ. 選出したアーティストと、本事業で展示する作品の調整業務を行うこと。佐賀関・野津原・大南の3地域をテーマにしたアート作品を制作すること。

ウ. アーティスト写真やプロフィール情報を使って、展示アーティスト全員分の紹介パネル（A1サイズ）を作成すること。

※写真素材、原稿は受託者で用意すること

※市の承諾を得るまで校正すること

(2) イベントの企画・運営

ア. 上記で選出したアーティストが制作する佐賀関・野津原・大南3地域をテーマにした作品の展示（レイアウト含む）を行うこと。

イ. アーティストによる地域の魅力トークショーや、ワークショップ等のイベントを企画し、当日運営も併せて行うこと。なお、運営にあたっては司会進行役（MC）を手配すること。

※イベントについては原則、土・日・祝日のいずれかに開催するようスケジュールを組むこと。

※必要に応じて横断幕等を作成すること

※ワークショップ利用者については事前応募制とし、応募者の集約も行うこと。

ウ. 過去に3地域で実施した周遊型展覧会パネル及び3地域の魅力紹介パネルの展示を実施すること。

※周遊型展覧会の写真素材、原稿は市が用意するものとする。

※地域の魅力紹介パネルの写真素材、原稿は受託者で準備すること。また、市の承諾を得るまで校正すること。

エ. 来場者への案内などに必要な看板及びサインを設置すること。

※設置場所はアートプラザ入り口の1か所を予定。

オ. 事業実施に必要なとされる十分な人員（会場設営、運営）を配置すること。

カ. イベント期間中は受付スタッフを1名以上配置すること。

キ. 企画内容に応じて音響や照明、電源、ステージなどの必要な設備の準備、撤去を行うこと。終了後は速やかに現状復旧を行うこと。

※会場内の展示用パネルはいずれも使用可能。ただし、穴を開けることや、ビスでとめることなどは不可。画鋲のみ使用可能。【別紙図面参照】

ク. 必要に応じてワークショップ用のテーブル、来場者用の椅子を配置すること。

ケ. 事故や突発的なトラブル時の対策など、危機管理を徹底すること

コ. 来場者が容易にイベントスタッフと判別できるようなスタッフ証を制作し、着用すること。なお、市職員用として7部納品すること。

(3) 宣伝・情報発信

ア. イベントの集客を促進するため、広報宣伝物以外に新聞、メディア媒体等を活用した効果的な情報発信を行うこと。

イ. 広報物等成果品については後日、市へ提出すること。

(4) 広報物作成

①チラシ

規格：A3 サイズ（両面）×2,000 枚

内容：両面フルカラー4色刷り、写真入り、二つ折り

納期：令和5年7月20日（木）

②ポスター

規格：A2 サイズ（片面）×100 枚

内容：フルカラー4色刷り、写真入り

納期：令和5年7月20日（木）

①・②共通事項

- ・写真素材、プロフィール及び原稿の一切は原則、受託者準備とする。
- ・市の承諾を得るまで校正を行い、印刷に入る前にサンプルを1部提出し、市の承諾を事前に得ること。
- ・納品先は市役所本庁舎5階企画部文化振興課とする。

(5) 事業実施計画作成業務

受託者は事業の受託決定後、委託者と協議の上、速やかに以下の内容を盛り込んだ運営計画及び運営マニュアルを作成すること。

①全体スケジュール（イベント当日、準備期間等）

②会場レイアウト

③電気、音響機器等の設置計画

④廃棄物処理計画

⑤広報計画（スケジュール、広報媒体等）

⑥人員体制

⑦その他、実施にあたり必要となる項目

(6) 運営体制の構築

実施に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築すること。

また、委託者との調整を緊密に行うため専属の担当者を置くこと。

(7) 事業実績報告書作成業務

業務終了後、速やかに開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

6. 保険への加入と損害賠償

会場設営からイベント当日及び撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

7. 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめ、成果品の全ては、市に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材（写真、イラスト等）については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

8. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

9. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

10. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

11. 守秘義務

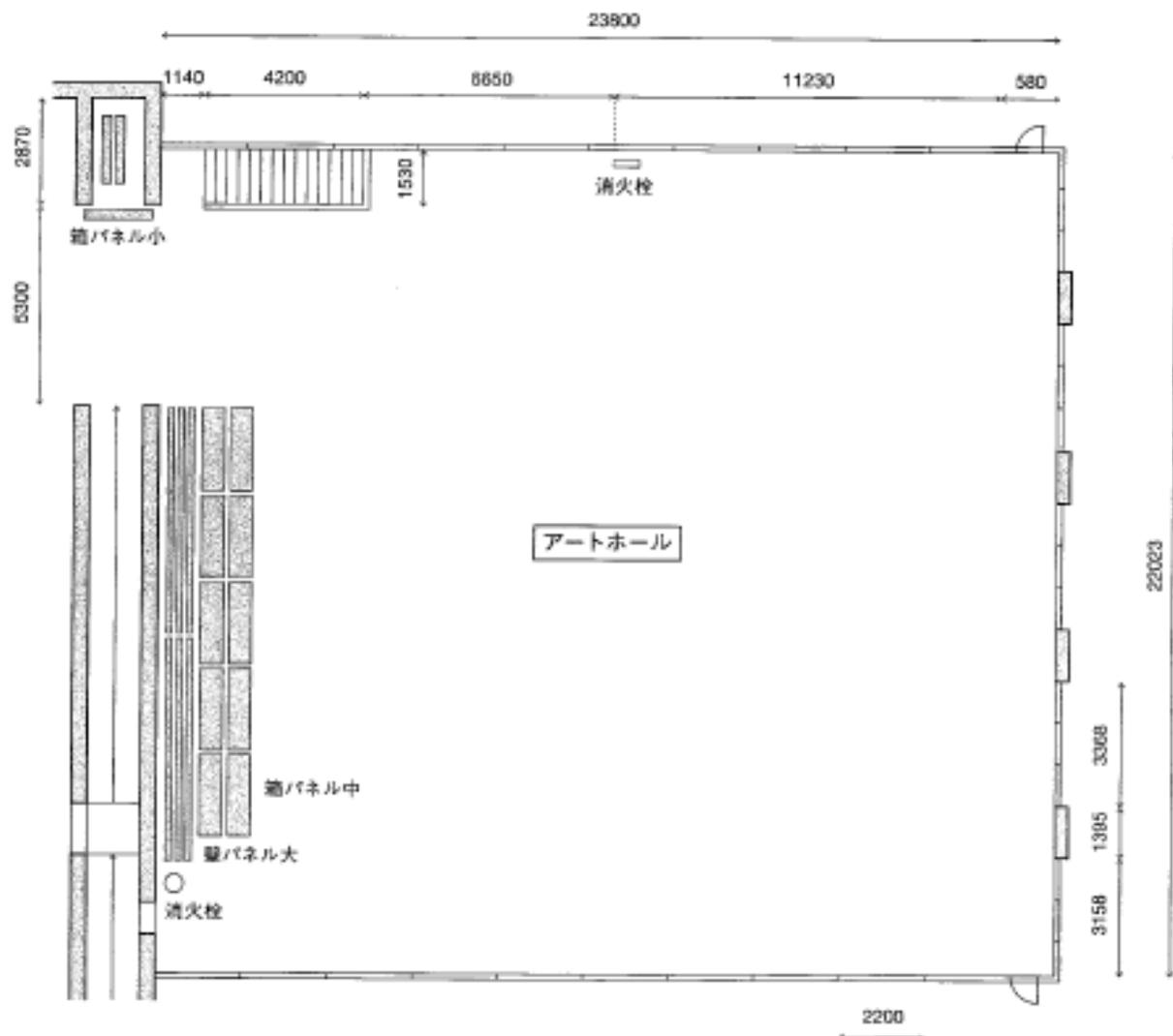
受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12. その他

- (1) 出展者及び出演者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (2) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。
- (4) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。

アートプラザ2F アートホール

【別紙】



アートホール
 縦 22m 横 23.8m
 [壁面総延長] 79.45m
 [面積] 519.4㎡ (実質 427㎡)
 [フック取付可能高] 2.28m

壁パネル大 6枚
 高さ 2.95m 幅 6m 厚さ 14.8cm
 [フック取付可能高] 2.90m

箱パネル中 10台
 高さ 2.2m 幅 2.2m 厚さ 60cm
 [フック取付可能高] 2.15m

箱パネル小 3台
 高さ 1.8m 幅 1.75m 厚さ 25cm

